



子どもは不幸になるために生まれてきたわけではありません

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

子どもたちは、夢と未来の担い手であり、社会の希望です。誰もその命や将来を奪う権利はありません。子どもには、命が守られて成長できる権利があります。しかし、このコロナ禍で、児童虐待の深刻化が懸念されています。

ここで簡単に子どもの権利について謳った条約「子どもの権利条約」を紹介します。18歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約で、子どもの権利は大きく分けて4つあります。

- ①生きる権利・・・すべての子どもの命が守られること
- ②育つ権利・・・もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること
- ③守られる権利・・・暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ④参加する権利・・・自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

子どもは親の所有物ではありませんし、ましてや好き勝手に扱っていい権利は誰にもありません。どんなに嫌なことをされても「それでも親が好き」とってしまうのが子どもです。そんな子どもの気持ちに寄添っていくことが私たち大人の役割ではないでしょうか。今、私たち一人ひとりが子どもたちのために何をすべきかを考え、行動する時期を迎えているように思います。

今この瞬間にも、虐待に怯え、将来への希望を見失っている子どもたちが私たちのすぐそばにいるかもしれません。今こそ私たちは、子どもたちの声なき声に耳を傾け、シグナルを受け止めるための感受性をさらに高め、社会全体で子どもたちを守り育ていくことが必要です。

宇陀市人権啓発活動推進本部

2021.5

※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または [jinken@city.uda.lg.jp](mailto:jinken@city.uda.lg.jp)